

令和3年秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）

（1日目）

今後の円滑なワクチン接種に向けた課題の整理

令和3年11月8日（月）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：湯下行政改革推進本部事務局次長

牧島行政改革担当大臣

小林行政改革担当副大臣

山田行政改革担当大臣政務官

参考人：三橋一彦参考人

評価者：土居丈朗評価者（取りまとめ）、伊藤伸評価者、上村敏之評価者、
大屋雄裕評価者、高島宗一郎評価者、塚原月子評価者

府省等：内閣官房、個人情報保護委員会、デジタル庁、厚生労働省、財務省

○湯下次長 本日司会を務めさせていただきます行革事務局の湯下でございます。どうぞ
よろしくお願いいたします。主催者側からは牧島かれん行革担当大臣、小林史明行革担当
副大臣、山田太郎行革担当大臣政務官に御出席いただいております。

代表いたしまして、牧島行革担当大臣より御挨拶を申し上げたいと思います。よろしく
お願いいたします。

○牧島行政改革担当大臣 皆様おはようございます。評価者の先生方はじめ、多くの御関
係者の皆様の御協力に感謝申し上げます。

また、あわせて、今日は生中継もしていただいているということで、既にたくさんのコ
メントもいただいております。国民の皆様の高い関心を寄せていただいていることにも感謝を
申し上げます。

冒頭、今回の秋のレビューは、これまでのレビューとは性質が異なるものだということ
をお話ししておきたいと思います。これまで秋のレビューでは、予算の精査、無駄の削除
という観点から行われてきたと理解しておりますが、今般、私たちは歴史上まれに見る新
型コロナウイルス感染症というものと向き合わなければならなくなりました。だからこそ、
この有事を経験するに当たって、より幅広い視点で今回の秋のレビューは行ってまいりた
いと考えております。

すなわち、行政組織の構造的な諸課題をどう克服するかという観点から、評価をいただ
ければと思います。従来型のこれまでの行政組織でよいのか、構造的な問題はないのか、
課題を抽出して、再構築をしていくプロセスを秋のレビューを通じて、皆様とともにつく
っていきたいというのが、私自身の思いでございます。

アプローチとして1点申し上げたいのは、新型コロナはこれまで経験していなかったも
のでございますので、とかくどこか悪かったのではないか、ここに責任があるのではない
かといったような論点もあり得るのかもしれませんが、私たちとしては、どこが悪いとい
うことをこの評価を通じて明らかにしたいと思っているわけではありません。こうしたら
もっとよくできたのではないか、こういうアプローチや考え方も取り得たのではないかと

いう将来にわたって、また、次に備えるという視点から、前向きな建設的な御議論を進めていくことができればと思います。

私たちは、国民の皆様への命、そして、生活を守るという大きな使命を担っています。だからこそ、行政組織の在り方、または行政サービスの在り方、手続きの在り方、より利便性の高いものにするためには何ができるのか、そうしたことを考えていきたいと思っています。

この秋のレビューのテーマの選定に当たって、大きな柱は2つです。感染拡大に備えたコロナ対策の検証、デジタル社会の実現、この2つの大きな柱をまたさらに細かくテーマ設定をさせていただいて、2日間にわたり取組の検証と今後の施策につながるような課題を抽出、整理をしていく必要があるものと考えております。

また、今回の時間は「今後の円滑なワクチン接種に向けた課題の整理」として議論を行ってまいります。ワクチン接種については、先行する諸外国を上回る接種率を大変短期間で実現することができました。現場で対応に当たってくださった皆様の御尽力の賜物と感謝を申し上げたいと思います。

他方で、ワクチンは確保できました。しかし、情報システム化の遅れとか、または地方との情報共有、伝達などに関する問題があって、十分に住民の皆様への予約の混乱がないようにできなかった部分があったかもしれません。さらには役所と自治体との間のコミュニケーション、自治体からの問合せ、または厚労省、さらにはほかの役所との連絡といったところで混乱がなかったかどうかというところは、整理しておく必要があると思います。

このように緊急時を想定したときに、緊急時における地方保有のデータを国が利用できるようにするためには、円滑化を可能とする仕組みはどこにあるのかといった点も、このテーマの中には含まれていると考えておりますので、評価者の皆様、関係者の皆様の闊達な御議論をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○湯下次長 それでは、議論に先立ちまして、本テーマを御担当いただく評価者を御紹介させていただきます。

慶應義塾大学経済学部教授、土居丈朗先生。

政策シンクタンク構想日本総括ディレクター、伊藤伸先生

関西学院大学経済学部教授、上村敏之先生。

慶應義塾大学法学部教授、大屋雄裕先生。

カレイディスト代表取締役、塚原月子先生。

オンラインでお参加をいただきます、福岡市長、高島宗一郎先生。

出席省庁は、内閣官房、個人情報保護委員会、デジタル庁、厚労省でございます。

それでは、まず行革事務局より、論点等につきまして、説明をお願いいたします。

○事務局 御説明申し上げます。

行革事務局説明資料を御覧ください。

1 ページ目を御覧ください。我が国でございますけれども、欧米より遅れてワクチン接種が始まったところでございます。予約が取れないといった混乱も見られましたが、ワクチンを接種した人の割合は、11月2日時点で米、英、独、仏を上回る78%となっているところでございます。

2 ページ目を御覧ください。ワクチン接種に関しましては、ワクチンや打ち手の確保、またはコストの問題など、様々な論点があるかとは思いますが、他方で、今、まだワクチンの接種が行われているところでございます。こうしたことなどを踏まえまして、ここではワクチンの接種に当たりまして、住民の方々から出された主な声、住民の身近な問題にフォーカスしてございます。

住民から出された主な声でございます。

1つ目、予約が取れないといった予約の混乱。

2つ目、1回目を接種した後に引っ越した。どうするのかといった声。

さらにワクチンを接種することで不妊になるといった情報の錯綜。こうした声が聞かれたところでございます。

3 ページ目を御覧ください。こうした住民の声はなぜ生じたのか、論点・課題を整理してございます。

予約の混乱ですけれども、国と地方の情報共有といったミスコミュニケーションによりまして、ワクチンの需給にミスマッチが生じたことが原因の1つではないか。

住居移転でございますけれども、移転の際、自治体に申請して、接種券の再交付を受ける必要がございます。緊急時には住民の方々からの申請に委ねるのではなく、何かしらの対応が必要ではないか。

情報の錯綜に対し、国はどうすればよいか。

4 ページ目を御覧ください。以上を踏まえまして、主な論点を整理してございます。

1つ目でございます。国と地方の情報共有や国から地方への通知といった伝達に関わる問題から、ワクチン需給のミスマッチなどが生じ、予約の混乱を招いたのではないか。

そこで、2つ目になりますけれども、緊急時などにおける地方保有データの国利用の円滑化を可能とする仕組みが必要ではないか。また、住居移転の際、自治体間で接種記録の引き継ぎができる仕組みが必要ではないか。

3つ目でございます。ワクチン接種に係る国からの正確な情報発信の在り方などの検討が必要ではないか。

事務局からの説明は以上でございます。

○湯下次長 それでは、各省からも御説明をお願いいたします。

語り尽くせないことが多いかとは思いますが、できるだけ手短によろしくお願いいたします。

まずは厚生労働省からお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省予防接種室です。

厚労省の説明資料は3枚ございますので、御覧いただければと思います。

1枚目でございますけれども、こちらは先ほど御指摘もあった自治体とのコミュニケーションの関係でございます。こちらの資料は、自治体からの問合せと回答について、数をお示ししています。

上に向いている棒グラフは、質問の数でございます、下に向いている棒グラフは、回答の数でございます。

紫の線が未回答率でございます。

2月、3月は質問がたくさん来まして、すぐに答えられない状況もございましたけれども、できるだけ速やかに回答するような対応を取りまして、現在ではほぼ返している状況でございます。こういった形で、自治体の御質問にきめ細やかに対応している状況でございます。

次の資料でございますけれども、先ほど予約の話などもございました。ワクチンの供給に併せて自治体で予約を取っていただく形になってございますけれども、厚労省の取組として、自治体の好事例を収集して、ホームページや事務連絡で共有しているということでございます。

こちらの2番目にある事例でございますけれども、主に若い方向けの対応として、休日夜間の対応などの事例を載せております。

もう1枚の資料がございまして、こちらも事例でございます。先ほど予約が取りにくいようなことも、特にスタート当初は打っている方がまだいらっしゃらないので、どうしても限られたワクチンの供給に予約が来るということでございますけれども、自治体によっては、例えば接種日時を指定したり、予約の取り方を工夫するといった形で混乱を少なくできている事例もございました。

こうした事例を横展開すべく、我々としては収集して共有しているところでございます。説明は以上でございます。

○湯下次長 ありがとうございます。

続きまして、内閣官房ワクチン室より御説明をよろしく願いいたします。

○内閣官房・デジタル庁 堀内ワクチン接種推進担当大臣室でございます。

「新型コロナワクチン接種における情報発信について」という資料を御覧いただければと思います。

新型コロナワクチンの情報発信は、以前は河野大臣室だったわけですがけれども、堀内大臣室、厚生労働省、内閣広報室、こういったところが連携をさせていただきまして、チーム体制で行ってございます。

コンテンツにつきましては、厚生労働省が専門家と協力して作成、厚生労働省のホームページの媒体などに公表しておりますし、内閣広報室と堀内大臣室では、いかに国民に分かりやすく伝えるかという視点で、官邸のホームページやツイッターなどを含めて対応させていただいたところがございます。

1 ページを御覧いただきたいと思います。厚生労働省におきまして、国内外の専門家の方々と連携をさせていただいて、ワクチンの有効性・安全性、副反応に関する情報を分かりやすくまとめ、Q&Aのような形でホームページやSNSなどを通じて情報提供したこれまでの例でございます。

こうした資料につきましては、自治体が扱いやすいような形でも提供させていただいて、各自治体で周知・広報に活用していただいたものと考えてございます。

2 ページでございますけれども、接種の対象に応じた媒体を使いまして、広報を行っております。例えば高齢者向けには新聞やテレビCMが有効でございますけれども、若年者向けにはSNS、あるいはユーチューブなどを積極的に活用させていただいております。

特に河野大臣のときには、ユーチューバーとのコラボの動画とか、インフルエンサーの対談動画の配信など、資料の左側に書いてございますけれども、こうしたことを積極的に行っております。

資料の右下になりますけれども、御指摘のありましたいわゆるデマ情報に関しましては、定期的にネット情報を確認させていただいて、正しい情報の発信に努めてございます。こうしたものを官邸のホームページには、ワクチンに関する正しい知識といったコーナーといたしますか、アイコンを設置してございますし、厚労省のホームページでも、ワクチンQ&Aサイトに「これは本当ですか」といったコーナー、アイコンを設置してございます。

あわせて、今回、Q&Aサイトのポップアップ広告欄を活用させていただいて、そこから正確な情報を提供するサイトにつながるような仕組みもやらせていただいたところがございます。

2 ページの右下に書いてありますけれども、7月にはプラットフォームによるデマ対策イベントが行われまして、河野大臣も出演をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○湯下次長 ありがとうございます。

続きまして、デジタル庁より説明をお願いいたします。

○内閣官房・デジタル庁 デジタル庁も併任しておりますので、私からデジタル庁のVRSについて説明をさせていただきます。

今後の円滑なワクチン接種に向けた課題の整理というペーパーでございます。

1 枚おめぐりいただきまして、VRS、ワクチン接種記録システムでございます。Vaccination Record Systemでございますけれども、これはワクチン接種に当たって個人の

接種状況を記録するシステムでございまして、いつどこでどのワクチンを接種したかが記録されるシステムでございます。国が提供するクラウドのシステムで、ワクチン接種の実施主体であります市区町村が接種者の情報、接種の記録の情報を管理していただくものでございます。

2 ページ目に進んでいただきまして、従来の仕組みの予防接種台帳、あるいは健康管理システムを使った仕組みですと、接種情報のデータ化をするまでに2～3か月かかるということでございますし、市区町村ごとに異なる方法で管理をするといったようなものでございます。

VRSによりまして、接種記録は市区町村ですぐに確認できるため、ワクチン接種に関します住民の方々からのお問合せにスムーズに対応できる、あるいは市区町村で共通のシステムを利用することで、マイナンバーの活用によって、引っ越し先の自治体から接種データの参照が効率的に行えるといった利点がございます。

3 ページ目、VRSのデータの取扱いのイメージですけれども、下を見ていただきますと、市区町村が接種者情報を住民基本台帳などから登録をしていただきます。その後、接種の会場で市区町村や医療機関が接種券を読み取っていただくということでございます。

VRSでございますけれども、接種者情報、接種記録の情報をここのデータとして持つわけでございますが、市区町村ごとに区切られて保存をされてございまして、個人の方々の記録は、接種券を発行した市区町村のみが確認できることになってございます。こうしたVRSを使いまして、各種統計情報なども出力をしてきたところでございます。

4 ページ目、統計情報の掲載でございますが、接種数、接種率は官邸のホームページに毎日掲載をさせていただいております。毎日の集計結果を翌日の午後に反映させていただいております。

都道府県別の実績、あるいは年齢階級別の実績などは、週1回更新をさせていただいたところでございます。

5 ページでございまして、VRSでは、接種券を読み取るわけでございますが、接種券にはバーコードと18桁の数字、OCRラインが印字をされておりますが、1回目、2回目ではタブレットを用いまして、18桁の数字のOCRラインを読み取ってまいりました。

3 回目の接種では二次元コード、いわゆるQRコードを印字して読み取ることを予定してございまして、OCRラインの読み取りよりも精度の向上が期待されるところでございます。

下のところでございますけれども、先ほども御説明しましたが、VRSには転居時にマイナンバーを用いて、転居元といいますか、ほかの自治体に記録を照会できる機能がございまして、マイナンバー法との関係で、照会に当たりましては、本人同意が必要となっております。

説明は以上でございます。

○湯下次長 ありがとうございます。

続きまして、総務省から御説明をお願いいたします。

○三橋参考人 総務省の自治行政局でございます。

事務局の御指示を得まして、今日は参考人という形で総務省の研究会の御説明をせよということでございましたので、御説明させていただきます。

「デジタル時代の地方自治のあり方に関する研究会」という資料がございますでしょうか。

開催趣旨でございますけれども、地方分権の着実な進展が図られる一方で、大規模な災害、感染症の発生、デジタル技術の飛躍的な利用拡大などを通じまして、新たな社会経済環境が立ち現れているとありまして、地方自治制度の可能性と限界に関する論点の整理を通じて、デジタル時代に求められる地方自治の在り方に幅広く議論を行うことを目的として開始したものでございます。

メンバーは、御覧いただいております10名の有識者の先生方に集まっておりますので、議論をいただいております。

現在7回開催をさせていただいております。研究会の資料とか、議事概要は、総務省のホームページにも掲載させていただいております。

主な内容でございますけれども、国難災害を想定した災害対策法制がございますが、これにおきます現在の国・地方の関係の諸課題について、防災分野の有識者よりヒアリングや意見交換をさせていただいたり、今回のテーマと関連いたしますけれども、感染症の対応状況と課題につきまして、厚生労働省や和歌山県の保健福祉部、あるいは墨田区の保健所長さん、こういう方々からヒアリングや意見交換を行っております。このときは、主に感染者への対応を中心に議論をいたしております。

そのほかのデジタル社会につきまして、デジタルトランスフォーメーション、DXの進展と地方自治の関係について、現在、有識者よりヒアリング、意見交換を行っている状況でございます。年度内の取りまとめに向けて作業している状況でございます。

以上でございます。

○湯下次長 ありがとうございます。

続きまして、個人情報保護委員会から説明をよろしくをお願いいたします。

○個人情報保護委員会 個人情報保護委員会事務局でございます。

当方からは、事務局から御指示がありました令和3年改正個人情報保護法の概要について、御説明させていただきます。

資料はこちらの「令和3年改正個人情報保護法について」を御覧ください。

1ページ目で御説明申し上げます。我が国の個人情報保護制度でございますが、当初、地方公共団体による条例の形で国に先んじて導入されまして、その後、国の行政機関、独

立行政法人等、民間事業者を対象とする個人情報保護法へと広がってきた経緯がございます。

このような経緯もございまして、1 ページ目の左側、現行部分を御覧いただければと思います。個人情報保護法は、国と地方、民間部門の3層構造となっております。国の行政機関、独法等、地方公共団体に相当する部分は、それぞれ別個の法律、または条例によって規律される形となっているところでございます。加えて、解釈や運用も個人情報保護委員会のほか、総務省や各地方公共団体等が別々に行っている状況となっております。

こういった状況におきまして、個人情報保護法も一元的な制度にすべきではないかということを踏まえまして、令和3年の改正をしたという経緯がございます。

令和3年改正法の概要は、1 ページ目の一番上の四角い部分を御覧ください。

1 点目は、法体系の一元化でございます。個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、それぞれの3本の法律を1本の法律に統合することによりまして、地方公共団体の個人情報保護制度につきましても、統合後の法律において全国的な共通ルールを想定し、全体の所管を当委員会に一元化するものでございます。

2 点目は、資料の②です。現行法制の縦割りに起因する規制の不均衡とか不整合は、データ利活用の支障となる事例の典型としてよく言われておりました。例えば本日のテーマの医療分野や学術分野の規制を統一するため、国公立の病院や大学等には、原則として民間の病院や大学等と同等の規律を適用することとしております。

3 点目は、EUのGDPRの十分性認定への対応を目指しまして、学術研究に係る適用除外関係についても、義務ごとに例外規定として精緻化したものでございます。

4 点目は、個人情報の定義を国・地方・民間で一律にするなどといった規定の整理を行っております。

こういうことを踏まえまして、1 ページ目の右下の見直し後の部分でございます。官民データ活用の推進を図る観点から、従来の民間部門の規律に加えて、公的部門の規律についても、当委員会が一元的に解釈・運用、それから、監視・監督を行うスキームが構築されたところでございます。

次ページが「地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について」でございます。

1 ページ目の説明と若干重なる部分があると思いますが、まず「地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの」という左上の枠を御覧ください。

1 点目は、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立でございます。いわゆる「2000個問題」、すなわち、全国にございます約2,000の地方公共団体ごとの規定、運用の相違がデータ流通の支障となり得ること、あるいは条例がないなどといったために、求められる保護水準を満たさない団体があることなどへの問題提起がなされているところでありまして、こういった点を改善することと、もう1点は、国際的な制度との整合でございます。

下半分の真ん中部分に模式図的にお示ししております。これを御覧になっていただければ

ば分かるのですが、例えば国と同じ規律の自治体のA市がある一方で、条例を制定していない自治体のB組合でありますとか、あるいは一部の規定がない自治体のC市、あるいは規律の対象が国よりも多い自治体のD市などがあります。

こういった状況について、上の右側の改正の方向性と共通ルール化後の両方を見ていただければと思いますが、今回の法改正によりまして、全国的な共通ルールを法律で策定するとともに、法律の目的、法律の適格な運用を確保するために、国がガイドラインを策定することといたしております。その上で、法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置を許容するようなスキームになっているところがございます。

以上のポイントをまとめたものが3ページ目でございます。現在、地方公共団体における個人情報の取扱いは、各地方公共団体の条例により規定されておりますが、令和3年の改正法によりまして、その施行後、具体的には令和5年の春を予定しておりますが、その後は地方と地方独法にもこの法律が直接適用されまして、地方公共団体がこの法律に基づいて個人情報を取り扱うこととなります。他方で、当然のことながら、個人情報の保有や取扱いの主体が変わるわけではございません。

当委員会としましては、法律を所管する立場として、ガイドライン等を通じて一般的な解釈を示す、あるいは個別の照会などにも丁寧に対応していきたいと思っております。同じく地方公共団体は、委員会に対しまして、情報提供を求めることができるというスキームになっています。

以上を踏まえまして、4ページ目でございます。具体的に保有している個人情報はどのような場合に提供することができるのかということを整理したものがこちらでございます。

原則は、法令に基づく場合を除きまして、利用目的以外のために保有個人情報を提供してはならないとされております。逆に申し上げれば、利用目的の範囲内の提供や法令に基づく場合であれば可能でございます。

これが原則なのですが、ややこしくて恐縮です。例外として「法第69条第2項各号に該当するときは提供することができる」とされておまして、具体的には何なのかと申しますと、「他の公的機関に提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務、または業務の遂行に必要な限度で当該個人情報を利用し、かつ利用することについて、相当の理由があるとき」としております。

ただ、これにも条件がついておまして、「ただし」で記載しているような「本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは提供することができない」と、ちょっと複雑な構造になっております。

「法令に基づく場合」や「相当の理由に該当するか否か」の判断については、個別具体的に行われることとされてございます。

以上でございます。

○高島評価者 福岡からですが、今、音声は入りましたでしょうか。聞こえていますか。

リアクションはないのですが、聞こえているという前提でお話をさせていただきたいと思います。

まず情報について、今回、ワクチンをめぐって通知文書というのは自治体にたくさん来りました。この期間だけでもおよそ300の通知のやりとりがあったわけです。自治体の規模も違いますし、そこは諸事情がありますので、これについて問合せがものすごく多くなりました。先ほどの紹介でも、問合せ件数が随分多かったというグラフがあったと思います。

1つ、前向きな提案なのですが、今、この状況の中ですごく言いづらい話ではあるのですが、こうやってオンラインのやりとりができるようになってきているので、その通知文書だけではなくて、今回のワクチンのような有事とか、多くの自治体自身も問合せがたくさんあってというようなときには、例えばオンラインを活用して、週1回、通知文書を口頭でニュアンスの補足説明をしたり。自治体の問合せは結構重複する部分がたくさんあると思うのです。ですから、例えばユーチューブとか、Zoomのオンラインの会議を開いて、それで通知文書によるニュアンスとか、もしくは代表的な質問事例、問合せ事例を共有することによって、ミスコミュニケーションというのは、随分防げるのではかと思えます。こうした取組を今後取り入れていただければ、より改善できると思いました。

現場からは以上です。

○上村評価者 マイクなしでも音声は入りますでしょうか。私の声は聞こえていますでしょうか。

○音響業者 マイクなしだとちょっと厳しいです。ごめんなさい。

○湯下次長 ニコニコは音が聞こえているので、やれるのではないですか。
先生、お願いします。

○上村評価者 分かりました。少し大きめの声で話します。

関西学院大学の上村です。

ワクチン接種について、他の国に比べて遅いスタートではありましたが、急速にキャッチアップできたことは評価したいと思います。しかし、非常に大きな国家プロジェクトであって、地方自治体をかなり巻き込んだ事業であったので、少なからず混乱が起こったということで、今後の課題がなかったわけではないと思います。その点について、まずは2点コメントしたいと思います。

1点目は、デジタルなところですが、中長期的な観点からワクチン接種の課題を整理するという前提に立つと、いかにデジタルを使っていくのかということが重要だと思います。今までのワクチン接種は、接種券を配布するところからスタートしたわけですが、この仕組みは非常に手間がかかります。印刷して、封筒に入れて、郵送しないと

いけないということで、かなりの時間がかかるということで、円滑なワクチン接種とは程遠いということです。そもそも接種券という仕組みを見直すべきだと思います。その仕組みをなくしていくという点で、デジタル化の可能性について、関係省庁からも御意見をいただきたいというのが1点です。

2点目ですけれども、大きなワクチン接種という事業について、KPIをどのように設定するのかということです。またはどのようにKPIを設定して導入すべきだったかという点について、議論すべきだと思います。ワクチン接種率を目標にすべきという意見もありそうですが、接種そのものは個人の判断に委ねられるということなので、接種率をKPIとすることは慎重になったほうがいいと思います。ならば、ワクチン廃棄数、捨てる数を最小化するというのは、いいKPIではないかと個人的には思っています。

今のワクチンは、冷凍保管をしないといけないので、在庫が多過ぎると莫大な保管コストがかかってしまうということなので、在庫を減らすことをKPIとして掲げることもいいと思っています。その点において、つまりマネジメントとして、KPIの必要性について御意見をいただければと思います。

以上です。

○湯下次長 厚労省の方、いかがでしょうか。

○厚生労働省 ありがとうございます。

まず福岡市長からいただいたコメントでございますけれども、現在、通知の大きな改正などがある場合には、自治体に対して、オンラインで説明会を実施してございます。主なQ&Aもできるだけ取りまとめて共有をしております。なので、御指摘のとおり、公的なコミュニケーションは非常に重要でございますので、そういったところはこれからも取り組んでいきたいと思っております。

上村先生からの御指摘ですけれども、接種券の在り方ということで、デジタルにするかどうかというのはいろんな課題がありまして、中長期的な課題だと思います。厚労省としては、追加接種がございますので、そちらも基本的には現状の方法でやっていきたいと思っておりますけれども、できるだけ工夫をしていきたいと思っております。

KPIの御指摘については、廃棄数をどのようなものとして捉えるかということもございます。どうしても廃棄せざるを得ない部分もありますし、いろいろとできない部分もございますけれども、そういったことをできるだけ少なくする努力は、各現場で行われているかと思っております。

あとは、できるだけ在庫を減らすということでございますけれども、こちらについては、現在、初回接種のワクチンを個別に配分する際に、一定程度これまでの実績なども見ながら行っています。

○湯下次長 ありがとうございます。

土居先生、お願いいたします。

○土居評価者 慶應義塾大学の土居でございます。御説明ありがとうございます。

まずワクチン接種に係るいろいろな御苦労があるかと思うのですが、特に今年の7月から8月にかけて、ワクチンは日本に届いているのだけれども、地域によっては予約が取れないという状況があったわけです。2回目難民とか、そういうことを世の中では言われたりしました。ワクチンが日本に届いているのに、どうして地域に回ってこないのかというところについては、御質問したいと思います。

国は国で供給していると言っていたけれども、地方は届いていないと言っていて、そのワクチンは世の中のどこにあるのだろうかという話で、在庫がどこにあるのかというような話もありましたし、ワクチンを打てと言うから、地方はそれなりに準備したけれども、ワクチンが届いていないということで、はしごを外されたというような言われ方もしたということです。

厚労省、ワクチン担当室、デジタル庁それぞれにお伺いしたいと思うのですが、特に今年の7月から8月にかけて、何が原因でこういう現象が起こってしまったのかという現場の認識を教えていただきたいと思います。

国民は、なぜこんな現象が起こったのかということについてもややもやとしていて、もやもやはまだ解消されていないと思います。けれども、現場は現場で一生懸命やっているという思いもおありだと思いますが、当時、どういうことが現場で起こっていて、かつ今後の3回目のことを考えると、解消に向けてどういう努力をなさっておられるのかということをお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○湯下次長 大変恐縮ですが、マイクの具合がすこぶる悪いようですので。

○厚生労働省 国民の皆様には打っていただく数というのは確保できていて、入ってくるタイミングとか、そういうものはいろいろあったかと思えます。そこは一般的な市場として、供給にそもそも制限がありますし、そこをどう考えるかというところはあると思います。

そういった供給に併せて、できるだけ予約の仕組みをもっと工夫していただいたりということは、冒頭で御説明したような自治体で工夫をしていただくことをお願いしておりますけれども、そこでどういったところまで対応できたかというところはあると思います。

そういったところでいろんなチャンネルができて、いろいろな接種機会を確保する。例えば職域接種もやりましたし、そういった中で、どうしてもいろんなチャンネルがあると、そのチャンネル同士の間での調整もございますので、接種機会を増やすことと、順々にやっていくことのどちらかを優先するかということもあったと思っております。

3回目接種でございますけれども、基本的に1回目、2回目を打った方に、一定の期間

空けて打っていただくということですので、基本的にその案内の順番も、今、我々として考えているのは、1回目、2回目を打ち終わった順番で御案内していくということですので、初回に比べると、そういったことでは管理はしやすいと思っております。

取りあえず私からは以上でございます。

○湯下次長 ありがとうございます。

小林副大臣、どうぞ。

○小林行政改革担当副大臣 問題を少し整理して議論しないと難しいと思うので、ワクチン担当の補佐官をやっていた反省も踏まえて、評価者の皆さんに少し共有した上で、今日の論点の整理ができたかと思います。

先ほど土居評価者からお話があった予約が取れる、取れないとか、ワクチンが足りないのではないかという話がどこから起こったかという、結局、ワクチンは数千万回分を各自治体に渡されているのだけれども、それは基本的に予約が入っていて、政府としては、それは渡してあるので、数は十分にありますと最初にコミュニケーションを取ったけれども、自治体からすると、予約が取られているものなので、その先の1か月、2か月先のものが見えないと新しい予約は取れない。だから、予約の停止をすることが起こって、国民の皆さんからは、新しい予約が取れなくなった、これはワクチンが足りないのではないか、こういう混乱が起きたということだと考えています。

そういう点でいくと、国と自治体の中でどのような行動原理が起こっているかということ、相互に理解がされていなかったことが実は根本的な要因なのだろうと考えています。

それでいくと、今回の構造的な問題の1つは、先ほど高島評価者から御指摘のあった国から自治体に情報共有をするときに、通知という文章の形で発出がされて、それについてのニュアンスの解釈が非常に難しい。文面がそもそも難しいので、読み解けないという問題と、読み解き方によってばらつきがある結果、厚生労働省さんにもものすごく問合せがいくということが起こっていました。結果、ただでさえ忙しい厚生労働省がさらにその回答づくりに忙殺されることが起こっていたというのが、1つ目の問題だと思うのです。

今日は、先ほど大臣がおっしゃったように、誰かが悪かったということではなくて、次にあったときにどうするかということを見ると、恐らく説明のタイミングというのは、通知をするのだけれども、毎週1回定期的にオンライン会議で1,700の自治体に向かって説明をして、その場で質疑応答を全部一気にやってしまう。これは我々がワクチン接種記録システムを提供したときにやったのです。30分の説明をして、1時間半の質疑応答を全部します。その上で答えをFAQに載せて公開するというのをやってきました。

厚生労働省では、今後も間違いなくこういうことがあると思うと、説明のスキームを準備しておくということと、もう1つは、FAQサイトを事前に調達しておいて、何かが起こったら全てFAQに載せていくと、問合せが減って、厚生労働省の業務を減らせるのではないか。

こういう提案が高島評価者からの御提案だったと思うのです。この辺りを厚労省さんほどのようにお考えになっているかということをお伺いするのはどうかと思います。

○厚生労働省 ありがとうございます。

通知はできるだけ分かりやすくという努力は必要だと思いますし、先ほどの説明と重なってしまうかもしれませんが、厚労省でも大きな制度改正などの動きがあるときは、自治体説明会という形をオンラインでやっています、質問は事前に受けて、回答も共有するようなことはやっておりましたので、できるだけそういうことをこれからも可能な限りやっていくことだと思います。

個別の質問をたくさんいただきまして、その中で比較的共有というか、共通性が高いものについては、Q&Aという形で自治体に定期的には共有していますので、できるだけ共有できる質疑をこれからも増やしていきたいと思っています。

以上でございます。

○伊藤評価者 構想日本の伊藤です。

私も河野大臣時代に大臣室でワクチン担当をしておりましたので、中の立場も含めて、今の私自身の反省点も含めてお話をしたいと思うのですが、まさに厚労省さんとして自治体向けの説明会は、多分7～8回行っておられたと思いますし、その都度出てくる自治体からの問合せについては、Q&Aをつくって、多いときは週に3回くらいは自治体にメールで送信をしていたと思います。

ただ、どうしてもエクセルでのQ&Aが更新されたときに、本来は更新されているけれども、過去の回答が残って放しになっていて、自治体の側からすると、どの回答が最新の回答なのか、非常に分かりにくいという声は多くあったと思っています。

ここはまさに最初に高島市長からお話のあった、地方と国のコミュニケーションをどうするかという中で、国からは情報を出しているから、あとは地方の中で理解をしてほしいというもう一歩先に、先ほど小林副大臣からもお話があったような通知とか、説明会ではこういうことを伝えているという解説をする場が必要だったのかと、私も中にいて感じたところがあります。

実際にやろうと思うと、結構大変だというのは承知をしています。実際に内閣官房のワクチン担当室としても、1,741の市区町村と直接オンラインで定期的に朝礼のようなことができないかと、これも小林副大臣から、当時の補佐官から言われて検討したのですが、契約上の問題などですぐにできないところもあったのです。今回、ワクチンの中で一番大きな問題は、今後、地方とのコミュニケーションをどのように円滑に図っていけるかというところだと思いますので、そこは次の感染症が出たときに考える必要があると思います。

もし追加的にコメントがあったら、ぜひお願いしたいですが、いかがでしょうか。

○厚生労働省 御指摘ありがとうございます。

確かに今回は月々に変わっていく状況がございまして、Q&Aがどうしても古くなるということはあったと思います。できるだけ新しいもの、変わったものはできるだけ載せるという形で工夫はしていたのですが、今後どういう形で更新が分かりやすくなるかということは、検討の余地があると思っています。

以上です。

○湯下次長 大屋先生、お願いいたします。

○大屋評価者 ありがとうございます。慶應義塾大学の大屋でございます。

まず率直に今回のことに関する全体的な評価を申し上げますと、私自身の評価なのですが、それでも、当初、接種計画を聞いたときに絶対これはうまくいかないと思ったのですが、それと比べると画期的にうまくいった、素晴らしくうまくいった。それは厚生労働省やワクチン接種室の現場の皆さんの献身的な御尽力があつてのことだと理解をしています。ただ、そこに問題があつたということも指摘しなければいけないと思いました。

1つ目は、なぜうまくいかないと思ったのかということ、優先順位をつけてワクチンを接種しようといったときに、医療関係者に関する情報は都道府県が持っている、高齢者に関する情報は市町村が持っている。ここまでは国と自治体の間の情報流通の話で閉じるのですが、としても大変なのですが、次に基礎疾患のある人に打とうといったときに、誰に疾患があるかと情報を持っているのは、基本的に健康保険組合で、自治体は国保の人たちの情報しか持っていないのです。そこで優先順位の解決は絶対うまくいかないはずだと思ったのです。

結論的には、それにもかかわらず、接種は非常に順調に進みました。それはなぜかというと、大規模接種会場と職域接種で、こここのところの優先順位の話をし崩しだからだと理解しています。個人的には大変ありがたい話でして、私は正直に言いますが、横浜市に住んでいる慶應義塾職員なので、職域接種で1回目のワクチンの投与を受けて、1か月たってようやく接種券が届き、さらに1か月たってようやく横浜市の予約が取れるようになったという状況だったので、自治体を頼っていたら死んでいたかもしれない。こういう状況にあるわけです。

ただ、逆に言うと、このせいで全体的な投与は促進されたけれども、それほどエッセンシャルワーカーではない私みたいな大学教員が、たまたま慶應義塾に奉職していたというだけでワクチン接種が受けられてしまったという問題もあるし、そのようなソースに接近できたかどうか。あるいは大規模接種会場が始まった当初に、行けるかどうか分からないのだけれども、取りあえず並んでみるみたいなことをやれたかどうかという偶発的な事情で、どのタイミングで接種が受けられるかというのは全く変わってしまった。その意味で、

効率性は非常に重視したのだけれども、不公平感を生み出したというのが大きな問題だったのだらうと思っています。

私、半分は褒めていまして、日本の政府にできなかった決断だと思っていますので、よくやったと思っているのですが、この不公平感を次に向けては解消していかなければいけないというのが大きな課題だらうと思っています。

なぜこれが生じたかという2つ目の問題に移ると、1つの問題は合成の誤謬がそこに生じたことだらうと思っています。つまり地方分権をしていて、それぞれの市町村でそれぞれが判断して、適切だと思う方法を頑張ってくださいということをやった結果として、現場力は最大に生かされたわけですが、典型的な問題は、VRSで読み込もうと思ったときにQRコードのない接種券がありましたという事件です。

それは当たり前で、福岡市のような大規模市町村、政令指定都市を考えれば、QRコードでぱっと読み取れるようにしたいわけですがけれども、日本の自治体の中には、人口百何十人とか、あるいは市町村の職員が三十何人とか、平気でありますから、その中で適切な方法というのは、自治体によって違ってしまうわけです。小規模自治体の内部で最も効率的な方法を探って実行すると、そこではうまくいくのだけれども、全体的な情報の把握とか、状況の把握に不適切な方法で問題が処理されてしまう可能性はどうしても拭えません。これを解決するためには、フレームワークは前もって、国側で統一的に示さないといけないということなのだらうと思います。

結局、問題は情報を一元的に把握し共有する仕組みというものは、国できちんと維持してやらないといけない。それから、接種券は上村先生がおっしゃったとおりですが、接種券という紙に頼っていたために、その紙の製造とか、運搬とか、あるいは紙で出した接種情報の引渡しといったところで問題が発生するわけで、今後はそれを全部デジタル化して、情報として共有できるような仕組みをつくっていかねばいけないということだと理解しています。

このようなソリューションに向けた障害については取り除かれつつある、そういう方向への施策を考えているというのが、個人情報保護委員会さんとデジタル庁さんの御説明だと理解していますので、これらについては、順調に進展することをぜひ望みたいと思っております。

第3点は、ちょっと話が変わりまして、情報発信のことに關してでございます。ワクチン接種推進担当大臣室から御説明をいただきまして、ポジティブな情報出しといいますか、何が正しいかということの情報発信については、相当に御尽力をされた、相当に効力もあったということは分かると思います。

その一方で、社会情報学系の研究の成果というのは、定説が出来上がってしまして、正しい情報の発信速度は、フェイクニュースの伝播速度にかなわないというのが定説です。フェイクニュースというのは、聞く人にとって心地よいものなので、それが伝染する速度ほうがよほど速い。

これに対抗するためには、正しい情報を出すことで、誤情報をクラウドアウトすることだけを狙うのではなくて、フェイクニュースというか、デマというか、様々な情報があると思いますけれども、それをいかに削るかという対策を考えないといけない。諸外国の中には、フェイクニュース対策法を取っているところもあり、それは我が国の場合、表現の自由との関係で難しいところもあるわけですが、プラットフォーム事業者との連携等によって、この辺りの対策を取っていくことが必須になるだろうと思います。この点については、接種推進担当大臣室の方からそういう取組があるかとか、どう考えておられるかということについて、お答えをいただければと思います。

私からは以上です。

○湯下次長 ありがとうございます。

ワクチン室からございますでしょうか。どうぞ。

○内閣官房・デジタル庁 ありがとうございます。

大屋先生の御質問で、まずデジタル庁の立場からVRSのお話で、バーコードがなくてOCRを読み込むことになったわけですが、これはまさに接種券をつくる時には、まだVRSの仕組みがなくて、バーコードとOCRラインを書くことになっているのですが、バーコードは接種券をつくる時は任意とされておりまして、なおかつ、自治体によって様々な情報が入っていたということで、OCRラインを読み込むことになったわけでございます。そういった意味では、まさに3回目の接種では、今回は接種券の段階で二次元コード、QRコードをつけていただいて、そこを読み込むという改善をさせていただいてございます。

あわせて、フェイクニュースですが、御説明しましたように、正しい情報については相当努力をしてきたところでございますけれども、フェイクニュース、誤ったものを削ることは、今のところはプラットフォームの事業者の方々の自主的な取組等に委ねられている部分がございます、このところで国として何ができるかというところは、今のところは難しいところでございます。

○小林行政改革担当副大臣 副大臣の小林でございます。論点を共有する意味で発言をさせていただきます。

なぜ自治体のデータの共有の話を出しているかという、今回、ワクチン接種記録システムをつくってみて分かったのは、まさに先ほど個人情報保護委員会からも説明があったとおり、法律に規定がないと行政機関同士でデータの共有が不可能であるということになっています。

予防接種法に規定されていない結果、今、何が起きているかという、国がつくったクラウドサービスの上に全国民の接種記録が載っています。ただし、それは自治体ごとに論理的に分離をされて格納されているので、私の地元福山市から東京の大田区に引っ越しを

したとすると、1回目の接種をした福山市の情報を大田区にそのまま引き継ぐことはできないことになっています。

そうすると、住民の方はどうなるかという、引っ越した先で、私は福山市で1回打っているといった情報を基に大田区の方は2回目の券を渡す。もしくは忘れていけば、本人の同意の下にマイナンバーで検索をかけて照会をすることになっていますが、そのデータを引き継ぐことはできないことになっています。なので、あくまで大田区が持てるのは、2回目の接種記録のみとなっています。

今後、国民が住居をどんどん移転する社会になっている中で、国民の情報を移行することができない制度体系というのは本当にいいのだろうか。今回で言えば、予防接種法を改正すればいいのかもしれませんが、今後のあらゆる有事を考えると、様々な法律の中にこの規定を入れていかない限りは、いつまでも技術上は可能なだけけれども、制度上は不可能というものが残ってくるのだと思っています。

そこについて、どのような結論を出していくのかということ、皆様方に御議論いただきたいと思ひますし、問題意識を持っている各省庁の皆さんから御意見を賜りたいということでございます。

○山田行政改革担当大臣政務官 政務官の山田太郎でございます。

今の小林副大臣の指摘はすごく重要だと思っております、今回はコロナのワクチンの件で議論していますが、いわゆる情報の市区町村間の共有は、例えば児童虐待の要対協の話でも問題になります。例の結愛ちゃんの問題も、市区町村を越してしまうと情報が引き継げないという中で、命に関わる問題ということだと思ひます。

今後、非常時ということでは、例えば避難所に防災で逃げてきたときに、既往歴等の問題が伝わらなければ、そこで二次災害として命を落としてしまうかもしれないということだと思っております。管理とか、マネジメントは市区町村の立場ではいいのですが、情報共有は広域にマネージするというか、流通できるということを確認していかないと、結局、命の問題に関わっているところにあると思っておりますので、確かにその論点でお願いしたいと思ひます。

もう1点気になりますのは、大屋評価者からフェイクニュースの話が出たのですが、私は表現の自由ということも含めて、慎重に議論されるべきだと思ひます。正しい情報が何なのかということ、きちっとまとめられない段階において、いわゆる情報を削るという議論は、正直に言うと、ちょっと危険だと思っておりますし、政府としては慎重にあるべきだと思ひます。もちろんフェイクニュースはあってはならないし、災害のときには最も発生しやすく、社会を混乱させることは理解していますが、その前にやるべきことをやるということが重要だと思ひますので、そんな観点でもぜひ話をまとめていただきたいと思ひます。

あともう1点だけ、広報については、今、市区町村間の議論をかなり主張して行いまし

たが、国民に対する広報もできていなかったのではないか。コロナの件もそうなのですが、例えば給付金の件でも、社協に対して何度も通知がいくわけです。現場も混乱したという事実にも接しています。バージョンとか、リビジョンの管理ができていないと、何が正の情報として正しいのか分からない。当然ファックスで紙が回れば、どれが正しいのか、どんどん分からなくなってしまうと思いますので、どちらかというところ、データのマスターというのですか、唯一無二のもので、例えば掲示板を見ていけば、そこに正しい最新の情報があるのだという考え方で根本からつくり直さないと、この問題は伝え方だけの問題では解決しないだろうと思います。これは市区町村の間でも今後も起こり続ける議論だと思っておりますので、そんな観点も議論していただければと思っています。

○湯下次長 ありがとうございます。

高島先生からも手が挙がっていますので、どうぞよろしくお願いします。

○高島評価者 今、小林副大臣、山田政務官のお話はまさに地方の実情をズバリ指摘していただいたと思っております。ワクチンの話に当てはめて具体的にお話をしますと、今回、3回目の接種に当たっては、相当な混乱が起きる可能性があると思っていて、それはまさに2回の接種を終えた後に引っ越してきた人です。

例えば福岡市でいくと、年間8万人の方が転入してくるのですが、その方が前の自治体で接種が0回なのか、1回なのか、2回なのか、もしくは2回終えたのがいつなのかという情報は、新しく引っ越してきた人のものは自治体が持っていないのですね。ないとなったら、調べる方法というのは、VRSをマイナンバーで一件一件調べるしかないのですが、調べる上でマイナンバーを使う場合は、全部本人の同意が必要です。

これは現実的ではないとなったときに、自分から申出をしない人、引っ越してきた8万人には接種券が行かないということになるわけです。積極的に打ちたい方、今はもちろんこうした対応でも可能なのですが、案内が来れば対応しようかというレベルの方には、まさにそういったチャンスを逃してしまうということで、接種率は相当低くなってしまっているのではないかと懸念もあります。

この話の本質は何かというと、今、データの管理は地方自治事務に任されているということですが、ただ、今はデジタル庁ができた。そして、マイナンバーもできた中で、住民が多拠点生活も当たり前になってきている時代の中で、たとえ引っ越した場合でも、基本的なこういう情報は次の自治体に引き継がれて、自治体としての基本的な住民サービスをする上で必要な情報というのは、本人の同意がなくても、本来であれば、自動的に引き継がれる、もしくはその本人の同意がなくても、そうした情報については、今回でいくと、自治体が接種の情報をしっかりとマイナンバーを使ってVRSから取ることができるようにすることが肝要だと思っています。

ひいては、転入手続きの際に、システム上で転出元の自治体での接種情報が転入先の自

治体に引き継がれるようにということが自動でできるところまでできるのが大事だと思います。冒頭、牧島大臣がおっしゃっていたように、まさに行政サービスの在り方を今、デジタル庁もできて、新しく考え直す、より住民にとって利便性の高いものにするチャンスだと思っております。

以上です。

○湯下次長 ありがとうございます。

土居先生、お願いいたします。

○土居評価者 ありがとうございます。

小林副大臣、山田大臣政務官からの議論の方向性は、まさに私も非常に重要だと思っています。我が国において、残念ながら、まだプライバシーとマイナンバーとの間の整理がものすごく長い年月を議論してきたにもかかわらず、まだ整理が十分にできていない面があって、今回の件に関しては、選ぶための時間的余裕はそんなにはないのですけれども、私は2つの方向のどちらかを国民的に議論して選んでいただく。

1つ目は、行政の責任者を信用する方向で情報共有を認める。つまりVRSは既に情報があるわけですから、責任とプライバシーを保護することを誓った職員に権限を持たせて、情報共有を担当者には認める。それは住民の同意なしでも業務上必要であることを条件に認める。

ただし、もちろんこの場合は、国民から行政職員については、そういう権限を与えることは信用できるからよいという、ある種の国民的な信任が行政に対して与えられないといえないけれども、それが許さないと多くの国民が思うならば、個人単位でやるしかない。

マイナンバーで紐付けられているならば、マイナポータルがある。マイナポータルの中身は、行政職員はのぞき見はできないことになっているわけですから、マイナポータルは、まさに本人のためだけに本人のマイナンバーと紐付けられた情報が集約されている。既に過去2回接種しているということで、私は3回目を打ちたいのですということであれば、マイナポータルの情報を行政の窓口を持って行って、私は既に2回打っているのですと、引越しましたけれども、打たせてください、こういうようなことができる。

両方あってもいいのですけれども、大別するとどちらかです。行政職員を信用して、行政職員に権限を委ねるという部分か、行政職員の権限に委ねるのは危ないと思うのならば、個人がマイナンバーで紐付けられている情報を利用できるようにする。

残念ながら、今、VRSは個人で自分の情報にアクセスすることは許されていません。このミスマッチが重要なここでの問題になっていて、行政内部は行政内部でアクセスできるけれども、個人の同意がないし、個人は個人で情報を預けているけれども、自分はアクセスできないことの弊害のどちらかを取り除くことが必要だと思います。

○湯下次長 続きまして、大屋先生からお願いします。

○大屋評価者 ありがとうございます。大屋でございます。

1つ目は、今のお話に関連して言いますと、個人情報はずっと分散的に管理されてきました。それは紙とか、そういった媒体で記録されていて、複写にお金がかかるからやむを得なかったことです。だからこそ自然に分散管理されていることによって、悪用とか、濫用が抑止されるという効果を持っていたわけです。

我が国は基本的にこの発想のままで個人情報の管理を進めているわけで、そこからある意味では連携とか、共有という考え方が出てくるわけですが、諸外国の多くは、情報技術が利用可能になった段階で、個人情報については統合的な管理、保有に移行していて、その代わり何をやっているかという、逸脱行為に対する制裁を強化するわけです。

土居先生がおっしゃったように、もちろん行政職員が使えるように環境を整備するのだけれども、単に信用するだけではなくて、ありがたいことにデジタル情報なので、誰がいつ見たかということは、紙と違ってはっきり分かります。権限外の利用があったら、それは処分対象にするということで、そういうことはやらないです、起きないですということ信用してくださいというような仕組みをつくることは、1つの方向性だろうと思います。

その上で、個人情報を個人で頑張って管理するというのは、もちろん1つの有効な方向性だと思うのです。マイナポータルの強化はやるべきことなわけですが、ほかのテーマでも関係しますけれども、脆弱な主体に対する効果が弱い。つまり例えば子供の健康情報をこれで管理しようとするのが非常に難しいわけだし、自分でマイナポータルを扱えない方は必ずいるわけなので、そうすると、アクティブなサポートをしていくためには、政府が情報利用をすることは認めざるを得ないのではないかと考えられるということです。

この点がもう1つのお話と関係してまいります。山田大臣政務官から御指摘のあった点でございますけれども、全ての間人が情報をちゃんと自分で判断できる前提に立つと、ポジティブな情報出しをして頑張ろうという路線になります。ただ、そこには一定の限界があるということも、現在の我々は認めざるを得ないと思うわけです。判断能力が足りない方、未成年者も含めて一定数いるわけであって、そこをどうサポートしていくかということは、現在の行政機関の課題として受けとめざるを得ないのではないかと思います。

ただし、私、法哲学者としては、個人の自己決定権とか、表現の自由とか、ずっと擁護してきた立場なので、こういうことは言いにくいのですが、それが表現の自由とか、自己決定という問題と正面から衝突することも認めざるを得ず、そうすると、言及はしましたけれども、例えば何がフェイクかと国が決めて、それは取り除けと命令するみたいな制度はやりたくない、可能な限りやりたくない。

ただ、何が正しいか分からなくても、何が間違いかというのは、比較的早期に分かる部分がある。その上で、プラットフォーム事業者と連携しながら対策をお願いする。幾つかのプラットフォーム事業者が自分たちも考えて、これは消さないといけないと思うだろう

し、幾つかは国の言っていることがおかしいと思って従わないであろう。全プラットフォーム事業者がいけないと思ったら、その情報はいけないのではないかなというように形で、柔らかいコントロールをかけることについては、積極的に考えていかざるを得ないのではないかなというのが、むしろ表現の自由を重視する立場で論じてきた人間としても、言わざるを得ないことなのかと現状では思っております。

以上です。

○湯下次長 政務官、お願いします。

○山田行政改革担当大臣政務官 大屋評価者の件に関しては、私も言わなければいけないと思っております、ここでバトルする気はないのですが、プラットフォーム事業者にそういうことを課すのは正直厳しいと思います。プラットフォーム事業者は、民間で任意で、何が間違いで何が間違いではないかなということを決めてしまうことは、国に対して政府も含めてどういう責任を取るのかということになると思っております。

そうであればこそ、政府が決めたほうがいいのではないかなと思う側面もあると思っております。プラットフォーム事業者が最終的にやるとなると、切断であったり、ブロッキングであったり、そういう議論になりかねないということで、大変危険な状態になるだろうと思っております。ここは慎重に議論する課題はたくさん残っていると思いますので、この論点は外れていますから、深堀りをしたくはないのですけれども、ただ、ここは本当に気をつけて議論をしたいと思っております。

○湯下次長 ありがとうございます。

上村先生、お願いいたします。

○上村評価者 今までの議論を聞いていて、デジタル化していくことを前提にしますけれども、2つ、その情報を広げていくことが重要かと思えます。

1つは、国の持っている情報を市町村が使える、そういう意味での広げていくことと、先ほど政務官が言われたように、他の事業にどうやって横展開をできるようにしていくかということだと思います。要は先ほど言われたように、災害時の話とか、児童虐待の話等、市町村はそこら辺が困っているわけですから、ワクチンの話をしていますけれども、それをいかに横展開をするかという視点がとても重要だと思いました。

それと、情報の共有ということで、先ほど厚生労働省から好事例についての共有ということがありましたけれども、あと、ワクチン室からも国からの情報提供の在り方などもありましたが、ワクチン情報の提供は自治体も相当一生懸命やられたわけで、自治体の情報提供の在り方について、好事例を蓄積することも非常に重要だったと思います。自治体による住民の誘導に向けたコミュニケーションの戦略についても、好事例を蓄積して横展開

できるような仕組みが存在すればよかったと思いますし、今後の課題だと思いました。
以上です。

○湯下次長 ありがとうございます。

一旦、国と地方の情報権限共有等につきまして、デジタル庁さんや個人情報保護委員会さんから御意見はございますでしょうか。

○内閣官房・デジタル庁 今、まさに御議論ございましたように、最初の説明がありましたように、基本的にデータ自体は市区町村の持ち物といいますか、市区町村が管理しているというところで、その課題をどう考えるか。個人情報保護との関係などでどう考えるかという課題なのではないかと思っております。

○湯下次長 大臣、どうぞ。

○牧島行政改革担当大臣 個人情報保護委員会さんに御答弁頂いた時に、いわゆる「2000個問題」ということが取り上げられていましたが、令和5年の春に施行予定になっているということです。「2000個問題」が解消されることで解決できるものと、令和5年の春を迎えても解決できないことがあるのではないかと、または現時点でできることがあるのではないかと。御説明だと「法令に基づく場合」や「相当の理由に該当するか否か」の判断は、個別具体的に行われるということになっている。それが実際にどのような場面で具体的に議論をされたのかとか、されていないのかとか、どこに抑制的な運用になっているのかとか、その辺りを御説明いただいたほうがよいのではないかと思います。

○湯下次長 個人情報保護委員会さん、よろしく願いいたします。

○個人情報保護委員会

まさに今年の9月に熱海で災害がございました。その際にこれはどうなのかという話が内閣府の防災担当から相談を承りまして、我々もこういう事例については情報提供できますということで、内閣府から通知を出したところでございます。いいほうの例を申し上げて恐縮ですが、そういった事例はございますので、まさに積み重ねが今後大事だと思っております。そういう相談は、今後、各省庁からデジタル化の推進でいろいろ増えてくると思っております。そういうものに丁寧に対応しながら、先ほどの好事例ではございませんが、いい事例を積み上げていきたいと考えているところでございます。すみません、先ほどの説明が説明不足で大変恐縮でございました。

以上でございます。

○山田行政改革担当大臣政務官 今のところがすごく大事だと思っていて、私も個人情報情報を議論の中で、自民党で議論を積み上げてきた人間の1人ですが、「相当の理由」が相当か分からないのです。ある市区町村は、見守りの仕組みで頑張っていて「相当の理由」を拡大解釈しながら、子供の命を守っているということもあれば、自治体で判断するのは怖いということで踏み切れないところがあって、本当に命の問題に関しても、「相当の理由」がどのように解釈されるかによって、運用はまちまちであります。

もちろん「相当の理由」をつけておかないと、本当にぎりぎり現場で判断することすら違法なのかということになってしまうから必要なのですが、積み上げた場合にガイドライン等で、事例をしっかりとどの部分が許されたのかということは明記されてもいいのではないかと思います。

逆に言うと、行き過ぎてもいけないわけですから、そういったことは個々の自治体の現場の判断にもつながると思っていますので、ここは法律が抜けない、あるいは変にこの法律があって命が散るようなことがあってはいけない、その両面からしっかり押さえておくためにも、私は積み上げの結果と、それに伴うガイドライン等の改定を毎回しっかりやっていくことが必要だと思っていますので、その辺の議論をお願いしたいと思います。

○湯下次長 伊藤先生、お願いします。

○伊藤評価者 先ほどから出ている国と地方の情報の共有の在り方の中で、上村さんからも地方の事例をどう横展開していくかという話もあったと思うのですが、今回ずっとやっていて感じたのは、自治体の中でもいろんな状況があるので、一律に決めにくいところは当然あるのだらうと思います。

例えばですけれども、今回、予約を取っている自治体は多くありましたが、逆に予約は取らずに割り当て式でやっている自治体も幾つかありました。途中からそちらが報道されて、予約を取らない割り当て式が先進事例だという取り上げられ方も多くあったと思うのですが、これはどちらがよくて、どちらが悪いということを決められるものではないと思うのです。

ただ、1点あるのは、国が自治体に対し一番最初にワクチン接種に関して説明会を開いたのは昨年の12月で、12月の段階の説明資料で、既に接種券を配って予約を取る。予約を取るときには、接種の何週間前ぐらいというところで、かなり細かいところを実際説明資料の中に記載をされていたので、自治体の立場からすると、予約を取って行く、接種券を住民に送るのは大体この辺のタイミングで、そして、予約を取るのだということが既定路線の中で準備を進めていったところはあると思うのです。

今後については、先ほど来から出ているようなインフラはできる限り国で用意していく。例えば先ほどのVRSの情報を国が一元的にしていく。その上で、具体的に自分の町はどういう予約を取っていく、もしくは予約を取らないのかということを含めて、自治体がそれぞれ

れ自由にできるような役割分担が必要なのか。平時というよりは、緊急時だからこそ、まずは国がインフラの整備を主導した上で、具体的なやり方のところは地方に委ねていくことも必要ではないのかと思うのですが、これはワクチン室になるのでしょうか、御意見をいただければと思います。

○湯下次長 ありがとうございます。
ワクチン室からお願いいたします。

○内閣官房・デジタル庁 確かに今回もまさにVRSという共通のシステムがあったことで、それぞれの自治体の接種の実績が簡単に分かったということですから、そういう意味では、御指摘のとおり、例えばインフラを国がつくって、後は現場に即したそれぞれの市町村に応じたやり方で、そのインフラを使っていただく方向性はあるのではないかと思います。

○湯下次長 小林副大臣、どうぞ。

○小林行政改革担当副大臣 そろそろ締め時間だと思うので、高島評価者から何かありますか。

○湯下次長 高島評価者、先によろしいでしょうか。

○高島評価者 まとめだったのならいいのですけれども、おっしゃるとおりだと思います。データのポータビリティということだと思うのです。要するに今からデジタル庁ができて、個人のそれぞれのサービスというのは、申請主義だけではなくて、プッシュで届けないと、例えば先ほど子供の話が出ていましたが、SOSを自分で発信することができない人に情報を届けていくとか、サービスを提供していく上でも、今日はワクチンの話をしていすけれども、デジタルのこういった改革、規制の改革、行政の改革を今こそ一体的に考えていくチャンスなのかと思うし、デジタルを使って行政サービスをよりよくしていく、あくまでもKPIは住民サービスがよくなることだと思いますので、そうした視点でもこれから取組を進めていただけるように、政務の皆さんにもお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○湯下次長 副大臣、お願いします。

○小林行政改革担当副大臣 これは厚労省さんに前向きな質問として質問したいのですが、我々が就任した1月20日頃だったのですが、年末までに予約を取ってくださいとか、接種券のフォーマットとかは決まっていたのです。ワクチン接種の1回当たりの手数

料、お医者さんに払うものも決まっていたのです。これはどうやって決めたのかということをお教えいただきたいと思っています。

なぜかという、政策決定のときに現場側、ユーザー側を巻き込んで決めるというのは、私はとても重要だと思っています、つまり自治体の皆さんはどうしたいのですかということをお聞きながら決めたのか、予防接種はこういうものだということでお決めたのか。それでまず1つ大きく差が出ると思っています。

もう1つ、先ほどの手数料の話は、当初、1回2,070円で、2万件の医療機関しか協力していただけなかった。これもすごくありがたいことなのですが、これを倍にしますと、1週間で100回以上打っていただいたら4,000円にします。1週間で150回したら5,000円にしますということをお、医師会の皆さんと話をしながら、こちら側が乗り越えて決めたことによって、5万5000件まで増えたのです。当初の2,070円は、現場の医療機関の感覚からすると、合わないというのが実態だったと思うのです。

ここも実際に関わっていただく皆さんを巻き込んで意思決定をすることは、かなり重要なのではないかと考えているのです。なので、今回はどういう議論の中で決めていったのかということをお共有いただくと、次に向かって、ワクチン接種だけではなくて、様々な地方や医療機関関係者を巻き込んで事業を進める上での参考になると思うので、お答えをいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○湯下次長 厚労省さん、お願ひいたします。

○厚生労働省 予防接種室です。

昨年未から市町村の皆様方には、具体のスキームを厚労省としてある程度提示したわけですが、そのときにどのような形でそういったものを提示したかというところの御質問ですが、基本的には市町村で予防接種を先進的に取り組んでいる自治体の方々とコミュニケーションを取りながら、どういったものを国として示すことによって自治体が動きやすいのか、そういった中で整理させていただいたところでもあります。それをより広い場でやれたかどうかという課題はあるかと思いますが、ある程度の方、予防接種を一生懸命やっている自治体の方からの意見を聞いて整理をしたという経緯があります。

あと、単価のところの話ですが、ここにつきましては、実際に予防接種をする場合に初診で来られる方と、あとは再診で来られるような方、要は通常何らかの御疾病でかかりつけ医のお医者さんにかかっている方がついでにワクチンを打つパターンと、そうではなく、初めて行くパターンが想定され得るわけですが、その発生頻度を一定程度推計した上で、初診料と再診料が診療報酬上、金額が設定されていますので、そういったものを踏まえながら、定額を算出したといった経緯がございます。

私からは以上です。

○湯下次長 それでは、議論も尽きないところでございますが、土居先生に取りまとめをしていただく前に、ニコニコ動画に寄せられたコメントにつきまして、私から幾つか御紹介させていただきたいと思っております。

むしろ今でこそコロナの検証は必要。

マイナンバーの紐付けでいろいろクリアできる。マイナンバーを紐付けしていれば、世帯把握も楽である。

3か所の自治体で予約手続きをしたけれども、全然利便性が違った。

VRSも突貫工事でよく機能したと思う。

リアルタイムで情報が上がってこないのが一番困った。

信頼のある場所に正確な情報を載せるべきだ。

ほかにも様々ないただきましたが、主だったものは以上でございます。

それでは、お時間もございますので、取りまとめを土居先生からよろしく願いいたします。

○土居評価者 それでは、評価者を代表いたしまして、取りまとめについて皆様に御報告させていただきたいと思っております。

先行諸外国を上回る接種率を、関係する方々や国民の協力によって短期間で達成したことについては大いに評価できるという意見が大勢であったと思っております。

接種を安全かつ的確に行うために、国と地方が保有する情報に係る共有権限・管理権限や役割分担について検討するべきであります。

国と地方及び地方自治体間で、デジタル技術も活用し、保有情報を共有したり、伝達したりする仕組み等について検討するべきであります。

国民・社会に対する適切な情報提供の在り方について今後検討すべきであります。

緊急時の円滑なワクチン接種にあたり、何が適切かも含め、KPIの設定について検討するべきであります。

最後に、今回のワクチン接種の経験を踏まえ、国と地方の新たな役割分担の検討に生かすことが望まれるということでもあります。

私からは以上です。

○湯下次長 ありがとうございます。

ほかに追加でコメント等はございますでしょうか。

ございませんでしたら、最後、政務からコメントをいただきたいと思っております。

大臣、よろしく願いいたします。

○牧島行政改革担当大臣 評価者の先生方、そして、各省庁の参考人の皆様含め、御協力ありがとうございました。

今日のお話を受けまして、1点、3回目の接種もごございますし、私たちとしては第六波に備えなければならない、または新たな感染症が来た場合の緊急事態への備えもしなければならないということだと思えます。

その点については、厚労省さん、ワクチン室さん、予防接種室さんはじめ関係者の皆様と自治体の間とのコミュニケーションを、これまでの教訓を踏まえて、よりアップグレードされたものにしなければならないと思えます。通知やFAQサイトを既に行っているものもありますが、それでは不十分だったのではないかと、または最新のデータを見つけるのが難しかったという現場の声があったことは事実でございますので、それを踏まえしっかりとオンラインで解説をすることを取り入れていただくことをお願いしたいと思えます。

もう1つの論点、福岡市さんが事例を挙げていただいたとおり、1年間で8万人の方が引っ越してくるという自治体がある。そして、他地域で居住するのが当たり前になってきている。私たちの新しいライフスタイルに行政のサービスの在り方というところがまだ追いついていない部分があるとするならば、データのポータビリティとか、本人同意、照会の在り方を現実的なものにしなければならないのだろうと思えます。

さらに申請主義からプッシュ型へというデジタルの社会だからこそのことも、既に検討されております。この点については、重要な課題ですので、我々が今後進めていくデジタル臨調、さらにはデジタル社会推進会議でも、本日の議論を取り上げていきたいということで、私からのコメントとさせていただきます。

○湯下次長 ありがとうございます。

以上をもちまして、第1回目のセッションを終了させていただきます。